平成20年度第3回出島処分場事業連絡調整協議会の概要

1 日時、会場

- ○平成21年3月5日(木) 18:30~20:08
- ○宇品老人いこいの家 3階大集会室(南区宇品御幸四丁目)

2 出席者

○会長他11名出席

3 議事要旨

(1) 協議会の進行

- ○平成20年度第2回協議会の議事概要の確認
- ○五日市廃棄物積出施設設置に係る地元対応状況の説明
 - ・平成20年11月8日から12月11日まで5か所で説明会を開催し、参加者数は14名から60名であった。
 - ・ 積出施設の設置について五日市住民の理解が得られている状況ではなく、引き続き 説明会等により五日市住民の理解を得られるよう努める。
 - ・五日市処分場の処理前の余水及び処理後の放流水のダイオキシン類濃度は、いずれ も放流水の基準値内であり、水処理する前の余水でも放流水の基準を下回っている ことから、処分場内の水がダイオキシン類に汚染された状況はない。
 - ・五日市処分場の周辺海域2か所の海水中のダイオキシン類濃度は環境基準の1/10 程度のレベルであり特に問題は生じていない。
 - ・平成20年12月18日から25日にかけて処分場周辺の2か所で大気中のダイオキシン類濃度の調査を実施したが、環境基準の1/7程度のレベルであり、広島市内の他の地域に比べて特に差は見られない。
 - ・五日市処分場は3月で埋立終了するが来年度以降も引き続き大気、水質等の調査を 実施する。
- ○その他の説明
 - ・環境監視結果等は、いずれも基準に適合している。
- ○次回協議会の開催の調整
 - ・次回の協議会は3月終盤開催予定で、後日日程調整を行う。

(2) 発言要旨

- ・当初計画の内容で資料を1万部刷って皆さんに提示しながら説明し、地元での話は それで通してきたが、輸送方法が今になって変わるということ自体考えられない。
- ・絶対にコンテナへの変更は認めない。どうしても変更するのなら裁判に持ち込む。
- ・埋立は10年と約束しているが、10年で済まないということになると、延伸という言葉が必ず出てくる。埋立を開始する前に公正証書で10年を確約させ、あらゆる設備は10年で必ず撤去させるようにしなければならない。
- ・今日の会議でコンテナ輸送を議題にすべきではない。議題にすれば容認というか、 聞く耳があったという形になる。
- ○平成20年度第2回協議会の議事概要の確認
 - ・次回協議会は1月開催予定とのことであったが、いつも県の都合で協議会の日程が 変えられる。年4回、3ヶ月に1回、定期的にやっていただきたい。
 - → 県の都合により日程を変えており、誠に申し訳ない。非常に大きな課題と考

えている輸送方式の変更の全貌が固まっていなかったため、非常に協議会の 開催時期が難しかったということは御理解いただきたい。

○五日市廃棄物積出施設設置に係る地元対応状況の説明

- ・五日市の同意が得られるのか。五日市の同意もないのに、出島だけ話を前に進める というのはいかがなものかと思う。
- ・法的には同意は得られなくてもいいのだろうが、同意なしに事業を進められること はすごく不本意である。五日市の方が納得してないのなら、これ以上事業を進める ことは考えられない話と思う。
 - → 当然, 五日市の方の理解を得て事業を進めていく必要が極めて高いと認識しているが,広島の産業界を下支えしていくための最終処分場に関する,この事業を中断することは極めて難しい。

住民同意は法的要件ではないが、我々としては全く住民同意の必要のない建 物だから県有地に県が何を建てても勝手であるという考え方に立っている わけではない。同意が得られるかどうかについて現在の状況で確実に約束で きる段階には至っていないが、誠心誠意努力をし続ける。

- ・仮に五日市の同意が得られないのであれば、我々が同意した同意書は白紙に返していただきたい。
 - → 環境保全協定という形であり、我々としては、処分場の設置に関して、生活 環境に支障がないように完全な保全策をとり、これだけのことを努力して参 りますという約束事として協定を締結しており、これ白紙に戻すということ は趣旨的に違うのではないかと考えている。
- ・例えば五日市の住民と協議会的なものを設け、協定等の合意文書をとり交わすこと をゴールとすれば、それをいつまでにしないと23年の供用開始に間に合わないの か。
 - → 建物の建設時期を考慮すると本年の7月,8月程度になろうかと思うが,必ずしも住民合意が法的に必須要件になっていないということから言えば,建設に入ってからでも話はできるのではないかと思う。
- ・平成18年から5年も工期が延びているが大丈夫なのか、また五日市の同意を得られなくても事業を進めてもいいのか、広島市の意見を伺いたい。
 - → 県から工期が遅れるとの連絡を受けた際には、その都度、市長名で県宛てに、 工期の遅れについては、いろいろなところに影響が出るため、きちんと対処 してもらいたいということは、文書で申し入れている。

出島処分場の工事は進んでいるが,五日市の積出施設ができなければ廃棄物は入れられない。五日市の理解を得ることが事業を円滑に進めていくための前提になることから,今後とも県には,誠心誠意,五日市の住民の方に説明していただきたいと強く思っている。

同意は、法的要件ではないが、市民の皆さんが不安を持っている状態ではいけないため、住民の方にあくまでも理解を求めて、十分責任を尽くして、同意とは言わないが、理解を得た上で着工してもらいたいと思う。

- ・展開検査は、信用できない。もっと確実なものにしていただきたい。
 - → 環境保全公社は、基準を設けて抜取検査を実施しており、全国的に見ても低いレベルの実施状況ではない。
- 抜取検査は、どんなレベルでやっているのか。
 - → 基本的には、契約する時に必ず分析表を添付させ、搬入量が 1,000 t 以上は 必ず検査を行う。焼却灰のように、燃やす物によって灰の性状が変わってく

るおそれがある物、過去3年の間に基準を超えた業者、処分の契約をする時に基準ギリギリの業者などにランク付けをして抜取りを実施している。 出島の受入管理については、マニュアルを作り、皆様に説明して進めて行く 旨を、これまでの協議会で回答しており、細かな管理運営方法を決定次第、マニュアル案を示して意見をいただきたいと考えている。

- マニュアルはいつ頃できるのか。
 - → 受入開始までには間違いなくお示しするが、時期については、作業的にもう少し詰めさせていただきたい。
- ・五日市にコンテナ方式で話しに行くのならば、出島は絶対にそれは受けない。我々が示されたのはバラ積であって、これは絶対守ってもらいたい。積出施設からコンテナで出した場合は、途中の中継点で積み直してもらう。五日市ではコンテナで、出島では中継点で当初計画に戻すという形にしてもらいたい。
 - → 我々としては、ベルトコンベア方式よりは、コンテナ方式の方がより環境に 与える負荷が少ないという判断をしている。
- ・ 処分場や輸送を含めた全体計画は、環境影響評価書などの手続きを経て広島市が事業を許認可している。 コンテナ方式は最近出てきた話で、当時の計画の大幅な変更であり、手続上、アセスなどをやり直すべきではないかと思う。
 - → 当然,使う機材等も変わり、コンテナを積んだ車両が走ることになるため、 五日市地区、出島地区において、ミニアセス的な環境影響評価を再度やり直 して、広島市と協議する手続きをきちんと踏むことにしている。
- ・散々ベルトコンベア方式が工夫を凝らして設計したものであるとの説明を受けていたが、それを全部ダメにして、今度はコンテナ方式と、すぐに変えることは、いかに計画がずさんであるかということだ。
 - → 計画がずさんというか、別にベルトコンベア方式であるから粉じんが飛散すると考えているわけではなく、海上輸送のリスクをいかに低減するかについて、色々検討した結果である。
- ・これまでベルトコンベアで話をしてきたのが急にコンテナに変わったことは、五日 市を説得するための一つの材料として、この話が出てきたのか。
 - → 五日市を説得するためではない。

4 会議資料の資料名一覧

- 会議次第
- ・平成20年度第2回出島処分場事業連絡調整協議会の概要
- 五日市廃棄物積出施設設置に係る地元対応の状況について
- 出島地区廃棄物処分場事業に係る変更計画案
- ・ 出島地区港湾整備事業環境監視結果の概要
- ・周辺環境の事前調査結果について
- ・平成20年度遮水シート等材料試験立会結果
- ・出島地区廃棄物処分場工事だより

※ 担当事務局

広島県環境県民局環境部産業廃棄物対策課 TEL: 082-513-2964 (ダイヤルイン)